

令和4年度「AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金
(内航船の革新的運航効率化実証事業)」に係る補助事業者公募要領

令和4年9月1日
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

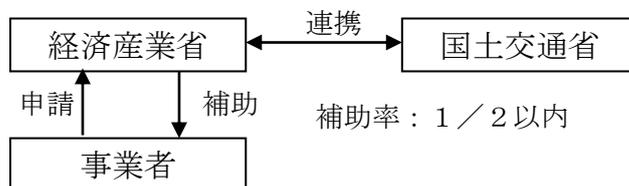
国土交通省 海事局
海洋・環境政策課

令和4年度「AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（内航船の運航効率化実証事業）」(以下「本事業」という。)を実施する事業者を以下の要領で公募いたします。

1. 本事業の目的

民間団体等（以下「補助事業者」という。）が行う、配船計画最適化等の陸側との連携を含む運航ルートやスケジュールの最適化、高効率推進システムの最適な運用方法の確立、RORO船等の荷役最適化システム等のソフト面の対策及び当該対策を前提とした省エネルギー船型、高効率推進システム（バッテリー推進のものを含む。）、荷役効率化設備（スマート電動ウインチ、荷役設備向け陸上電力受電設備等）等のハード面の対策の導入による輸送全体の最適化を目指した実証事業（後年度事業を含む。以下「補助事業」という。）の実施に要する経費を補助することにより、海上輸送部門における省エネルギーを推進し、もって、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的とする。

2. 本事業に係るスキーム



3. 補助対象事業

本事業は、上記1.の目的を達成するため、内航海運における配船計画最適化等の陸側との連携を含む運航ルートやスケジュールの最適化、高効率推進システムの最適な運用方法の確立、RORO船等の荷役最適化システム等のソフト面の対策、当該対策を前提とした省エネルギー船型、高効率推進システム（バッテリー推進のものを含む。）、荷役効率化設備（スマ

ート電動ウインチ、荷役設備向け陸上電力受電設備等）等のハード面の対策の導入による輸送全体の最適化を目指した実証事業を対象とします。具体的には、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 補助事業に係る船舶について、ソフト面とハード面を組み合わせた省エネ対策の導入によって、比較対象船舶（補助事業に係る船舶と大きさ、船種、航路その他主要目が可能な限り類似しているもの、原則として2000年代に建造されたもの）からエネルギー消費削減率が1%以上見込まれること。
- ② 比較対象船舶及び補助事業に係る船舶の運航データを提供すること。
- ③ 補助事業に係る船舶について、「内航船省エネルギー格付制度^{※1}」に定める格付けを取得すること。

（※1） 内航船省エネルギー格付制度への申請について

14. で定める運航検証の実施の報告までに申請すること。内航船省エネルギー格付制度への申請に必要な様式等は国土交通省海事局のホームページ[※]より入手してください。

※ https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk7_000021.html

4. 補助事業実施期間について

交付決定日から令和5年3月31日までの間

- ・ 補助事業者が行う本事業（以下「補助事業」という。）を実施途中で取りやめた場合は、既に交付した補助金の返還が必要となることがあります。
- ・ 補助事業において、契約の着手金、前渡し金等を支払う場合は、事業完了の時点で設計、設備、工事等の項目毎にその金額相当の成果品（設備機器購入、工事实績等）があることが必要です。

5. 申請資格

申請にあたっては、次の①～⑤までの全ての条件を満たすことが必要です。

- ① 本邦の内航海運事業者等^{※2}であって、補助事業に係る船舶の所有者（船舶所有者になることを予定している者を含む。以下同じ。）であること。ただし、内航海運事業者等^{※2}が船舶を所有している事業者と共同で申請する場合も条件を満たすものとします。
- ② 補助事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤ 「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと（誓約事項に違反した場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことに留意すること）。

(※2) 内航海運事業者等について

沿海運輸業（本邦の各港間又は同一港湾内において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。）を営む者であつて、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業又は同法第二条第七項に規定する船舶貸渡業を営む者とします。

6. 共同申請が必要な場合について

以下のア)～ウ)に該当する場合は、その関係者全員による共同申請としてください。

- ア) 内航海運事業者等と船舶の所有者が異なる場合
- イ) 補助事業に係る船舶が共有の場合
- ウ) 補助事業に係る船舶に配船効率化等の運航の効率化（ソフト面）の省エネ対策を他者と連携して実施する場合

なお、共同申請する場合には、以下の内容が含まれている申請者間で取り決めた契約書（様式自由）の写しの提出が必要です。

- ① 申請者同士が連帯責任を負うことについて
- ② 申請者間の役割分担の明確化について（代表者の選定も含む）
- ③ 補助事業に係る財産処分制限期間終了まで連帯責任を負い続けることについて
- ④ 補助事業に係る財産処分制限期間終了までの構成員の脱退禁止について
- ⑤ 補助事業に係る財産処分制限期間終了までの構成員の破産又は解散時の分担業務完了方法について
- ⑥ 財産の適切な管理者及び財産の管理方法を明確化することについて

7. 補助金交付の要件

- (1) 採択予定件数：数件程度
- (2) 公募予算額：5.0億円程度
- (3) 補助率：補助対象経費の1/2以内
 - ・ 補助額の上限：5.0億円（事業額 10.0億円）
 - ・ 最終的な実施内容、交付決定額は、経済産業省が国土交通省等と調整した上で決定することとします。
- (4) 補助対象経費の区分
 - 補助対象経費は、補助事業の遂行に直接必要な経費及び補助事業成果の取りまとめに必

要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

| 経費項目 | 内容 |
|-------|--|
| 設備費 | 補助事業の実施に必要な機械装置等の購入に要する費用 |
| 設計・工費 | 補助事業の実施に必要な設計、工事に要する費用 |
| 検証等費用 | 補助事業の実施に必要な運航検証等に要する費用 例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 運航検証に係る機器の購入に要する費用 ・ 運航検証に係るデータ分析、報告書作成等に係る人件費 ・ 補助事業に係る機器のリース・レンタルに要する費用 ・ 運航検証に係るデータ測定等を委託するために必要な費用等 |

(5) 補助対象経費として計上できない経費

- ・ 補助事業の内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）に係る経費
- ・ 他の国庫補助金で補助対象となる経費
- ・ 補助事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ 商業運航に係る経費
- ・ その他補助事業に関係ない経費

(6) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税等の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが想定されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者

- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

(7) 外貨に係る経費の取扱いについて

外国企業からの物品調達等において外貨での支払いが想定される場合、補助金交付申請書提出時は日本円に換算した額で申請書を提出してください（換算レートは、合理的根拠に基づいた、適切なものを使ってください）。実績報告書提出時は、支払時の換算レートで日本円に換算した額で実績報告書を提出していただき、区分ごとに交付決定された補助金額の範囲内において支払うことになります。

(8) 傭船契約等により船舶の貸付を予定している場合について

財産処分制限期間（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）※に定める耐用年数のことをいう。」以下、同じ。）内に、傭船契約等により船舶の貸付を予定している場合は、船舶の貸付内容、理由等を実施計画書に記載して下さい。船舶の貸付は、補助事業の実施に必要不可欠な場合にのみ認められます。

※ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015

8. 申請手続き

(1) 公募期間

公募開始日 : 令和4年9月1日
 締切日 : 令和4年9月21日 17時必着

(2) 申請書類

- ① 本補助金は、単独申請の場合は、補助金申請システム「jGrants」により応募を受け付けます。

詳細は、「<https://www.jgrants-portal.go.jp/>」より「申請の流れ」>「事業者クイックマニュアル」をダウンロードして必要な操作や準備内容を確認ください。

- A) 応募に当たっては、GビズIDの取得等の事前準備が必要です。当該IDの取得には1週間程度を要するので注意してください。
- B) その上で、「補助金を探す」>補助金名「令和4年度「AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（内航船の革新的運航効率化実証事業）」_2

次公募」で検索を行い、当該補助金名を押した後、「申請する」を押して、以下の書類を補助金システム（jGrants）にて記入・アップロードしてください。

- I. 公募申請書（公募申請書及びその別添となる実施計画書）
- II. 実施計画書の写し
- III. 申請者の会社紹介のパンフレット等の会社概要がわかるもの及び直近の過去3年分の財務諸表
- IV. 補助対象経費に係る参考見積等
（設備費及び設計・工費については、実施計画書に記載された技術毎の内訳額が記載してあること。）
- V. 承諾書（別紙）（「14. 運航検証の実施について」を参照）
- VI. プレゼン資料（概要資料と発表資料）

C) jGrants では、電磁的記録による応募を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対しては、原則として当該申請システムで通知等を行います。

共同申請の場合は、B) I～VIの資料に加えて、6. に記載の共同申請に係る契約書の写しを電子メールにて以下の宛先に提出してください。また、B) IIIの資料については、全申請者の資料を提出してください。資料提出の際は、件名（題名）を必ず『【提出】令和4年度「AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（内航船の革新的運航効率化実証事業）」（会社名、氏名）』としてください。他の件名（題名）では受け付けない場合があります。

（電子メールの宛先）

E-mail : shouene-minsei-unnyu@meti.go.jp

hqt-naiko_shoene_hojyokin@gxb.mlit.go.jp

- ② 提出された申請書類は採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、申請書類は返却しません。
- ③ 採択された事業に係る申請書類等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となります。
- ④ 申請書類の作成費用は補助金対象経費には含められません。また、選定の正否を問わず、申請書類の作成費用は支給されません。
- ⑤ 申請書類に記載する内容は、今後の補助事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ記載してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択の取り消しとなる場合があります。

(3) 申請の留意事項

- ・ 持参及びFAX、郵送による提出は受け付けません。本補助金の申請方法は、(2)①に示す電子申請のみとなります。
- ・ 資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して記入してください。
- ・ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。

9. 審査・採択について

(1) 審査方法

審査は、有識者で構成される審査委員会において申請書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準②、③、⑤又は⑥を満たしていない申請については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

- ① 補助事業に係る技術が革新性等を有しているか。また、他の内航船への普及が見込まれる技術であるか。
- ② 内航海運における配船計画最適化等の陸側との連携を含む運航ルートやスケジュールの最適化、高効率推進システムの最適な運用方法の確立、RORO 船等の荷役最適化システム等のソフト面の対策及び当該対策を前提とした省エネルギー船型、高効率推進システム、荷役効率化設備等のハード面の対策による省エネルギー対策は妥当であるか。
- ③ 補助事業に係る船舶のエネルギー消費削減率が優れているか（1%以上）。
- ④ 補助事業に係る船舶のCO₂排出削減率が優れているか。
- ⑤ 補助事業に係る計画が妥当であるか。
 - ・ スケジュール、エネルギー消費削減率等の検証が適正かどうか。
 - ・ 必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
 - ・ 補助事業の実施による国内への波及効果が考慮されているか。
 - 等
- ⑥ 補助事業に係る実施体制が妥当であるか。
 - ・ 補助事業を的確に遂行する組織、人員等を有しているか。
 - ・ 補助事業の関連分野に関する知見を有しているか。
 - ・ 補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有しているか。
 - 等

(3) 採択並びにその通知及び公表について

審査委員会において、審査項目毎の採点結果から総合点を算出し、選定結果が上位の申請者を採択しますが、船種、航路、採用技術などが他の申請者又は過去の採択事業者と重複した場合、申請件数等に鑑みて上位の申請者であっても不採択となる場合があります。また、採択された申請者であっても、補助金申請額を減額させていただく場合があります。

採択結果については、補助事業の名称、目的及び概要等（補助金交付申請書の「1. 補助事業の名称」、「2. 目的及び概要」及び「4. 補助金申請額」の記載等を使用）を資源エネルギー庁及び国土交通省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

10. 交付決定について

採択された申請者は、経済産業大臣（以下「大臣」という。）に補助金交付申請書を提出していただきます。当該申請に対して大臣が交付決定通知書を発行した時点で、補助事業が開始となります。なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省及び国土交通省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、その変更を踏まえた交付申請でない場合には、交付決定をできない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、補助事業の実施に必要な情報等を経済産業省が提供することがありますが、情報の内容によっては守秘をお願いすることがあります。

11. 交付決定後

(1) 補助事業に係る契約等について

物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、原則、一般の競争等に付してください。一般の競争等に付すことが著しく困難又は不適當である場合を除き、3社以上の競争により決定してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければなりません。なお、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

(2) 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付決定を受けた後、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更す

る場合（各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。）、補助事業の内容を変更する場合、補助事業を中止又は廃止しようとする場合、船舶所有者を変更しようとする場合等は、交付要綱第10条に基づき、事前に計画変更承認書を大臣に提出し、その承認を得なければなりません。手続きを行わずに変更を行った場合は、交付決定の取り消しとなることがあります。

（3）状況報告について

補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに報告しなければなりません。

（4）補助事業の完了について

補助事業者が、補助事業に係る全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。

補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を大臣に提出しなければなりません^{（注）}。

（注）実績報告書の提出にあたっては、補助事業に係る全ての支払いが完了し、補助事業が完了している必要がありますので、補助事業の完了日を設定される際にはご留意下さい。

12. 補助金の支払いについて

（1）補助金の支払時期

補助金の支払は、原則として補助事業完了後の精算払となります。

（2）補助金支払額の確定方法

補助金支払額は、交付決定額の範囲内であって補助事業者が実際に支出したと認められる額となります。実際に支出したと認められるためには、その支出を明らかにした帳簿類及び領収書等支出の裏付けとなる証拠書類が必要となります。

支払額の確定にあたっては、補助事業の完了後補助事業者より提出いただく実績報告書に基づき書類の審査及び現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容等に適合しているか確認いたします。その際、支出の裏付けとなる証拠書類のない経費や交付決定の内容に適合していない経費については、支払の対象外となる可能性があります。

（3）実施体制の把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、

別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は対象外とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

【実施体制資料の記載例】

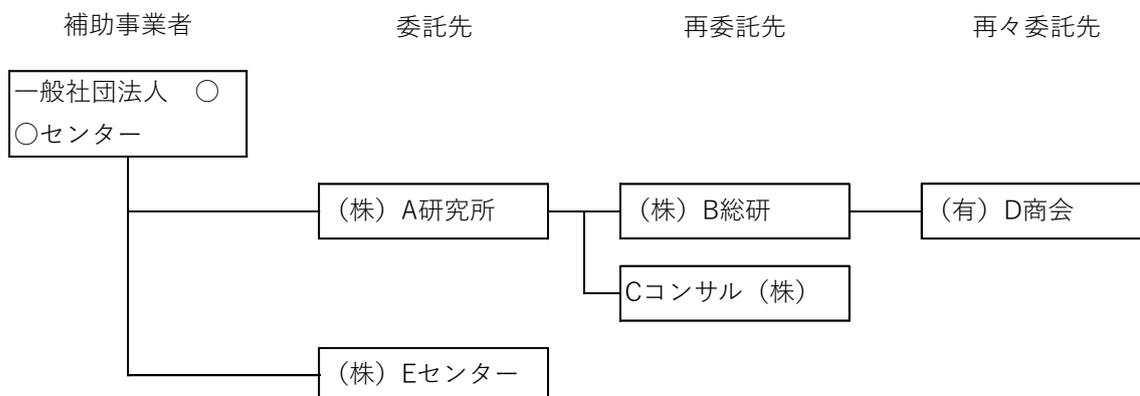
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

| 事業者名 | 当社との関係 | 住所 | 契約金額（税込み） | 業務の範囲 |
|----------|---------------------|-----------|------------------|----------------|
| （株）A研究所 | 委託先 | 東京都〇〇区・・・ | ※算用数字を使用し、円単位で表記 | ※できる限り詳細に記入のこと |
| （株）B総研 | 再委託先（（株）A研究所の委託先） | 上記記載例参照 | 上記記載例参照 | 上記記載例参照 |
| Cコンサル（株） | 再委託先（（株）A研究所の委託先） | 上記記載例参照 | 上記記載例参照 | 上記記載例参照 |
| （有）D商会 | 再々委託先（（株）B総研からの委託先） | 上記記載例参照 | 記入不要（※） | 上記記載例参照 |
| （株）Eセンター | 委託先 | 東京都〇〇区・・・ | ※算用数字を使用し、円単位で表記 | ※できる限り詳細に記入のこと |

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



13. 補助金の支払い以降

(1) 補助事業の経理について

補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

(2) 財産等の管理について

- ① 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、取得財産等管理台帳を備えて、適切に管理しなければなりません。
- ② 補助事業者は、取得財産等のうち単価50万円以上（税抜き）のものについては、財産処分制限期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること。以下同じ。）はできません。ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。

（参考：補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取り扱いについて

http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/kaikei24.pdf）

14. 運航検証の実施について

エネルギー消費量削減効果等に係る運航データを補助事業に係る船舶の就航後1年間取得し、データ取得完了後60日以内に経済産業省に報告を行ってください（報告内容は採

択者に別途ご連絡いたします。)。なお、報告が無い場合及びエネルギー消費量削減効果の実績値が計画値に対して未達の場合は、支払い済みの補助金が返還となる場合がございます。経済産業省は関係省庁及び関係法人に提出された成果報告を共有し、本事業の目的のために成果報告の一部を公表することをご了承ください。

15. その他

- (1) 交付決定日前に発生した経費（発注含む。）は補助対象にはなりません。
- (2) 補助事業完了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

16. 問い合わせ先

<公募に係る全般的な問い合わせ先>

【経済産業省】

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

担当：野間、佐藤

電話 : 03-3501-9726

E-mail : noma-tomotsugu@meti.go.jp

sato-tsubasa@meti.go.jp

<本事業の内容に係る問い合わせ先>

【国土交通省】

海事局 海洋・環境政策課

担当：山村、矢嶋

電話 : 03-5253-8636

E-mail : yamamura-m25r@mlit.go.jp

yajima-r2k5@mlit.go.jp

電子メールにてお問い合わせの際は、件名（題名）を必ず『【質問】令和4年度「AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（内航船の革新的運航効率化実証事業）」（会社名、氏名）』としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上